

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

警 務 第 7 2 号
(~~推~~ 生企 刑企 交企 備)
令 和 7 年 5 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察活動における暑熱対策の強化について

警察活動における暑熱対策については、「警察活動における暑熱対策の推進について」（令和6年5月16日付け警務第66号、以下「旧通達」という。）に基づき部門横断的に取り組んでいるところ、今般、熱中症による死亡災害の多発を踏まえた「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和7年4月15日厚生労働省令第57号、以下「改正省令」という。）が公布され、令和7年6月1日から、職場における熱中症対策が事業者に義務付けられることとなった。

各位にあっては、警察活動における暑熱対策は、警察職員の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点から極めて重要な課題であり、また、幹部の重要な責務であることを自覚し、事業者に課せられた義務の内容を十分に理解した上で、実効的な取組を推進されたい。

なお、本通達の運用は、改正省令の施行日である令和7年6月1日から開始し、旧通達については同日をもって廃止する。

記

1 改正省令の概要

(1) 事業主に対して、活動場所の暑さ指数を示すWBGT（湿球黒球温度）が28度以上又は気温31度以上の環境で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業（以下「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行う際に、

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業中者」
- ② 「熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知することが義務付けられた。

(2) 事業主に対して、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

① 作業からの離脱

② 身体の冷却

③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知することが義務付けられた。

2 暑熱対策の推進体制の構築

(1) 推進体制の構築

効果的な暑熱対策を推進するために、「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチームの編成等について」（令和5年7月20日付け警務第130号）において編成されたプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を中心に暑熱対策に係る部門横断的かつ総合的な取組を推進してきたところであるが、引き続き、具体的な取組を推進する中で新たな課題を把握した場合には、これを柔軟に反映させるなどして、暑熱対策を時宜に適った実効性のあるものとする。

(2) 取組の進め方

暑熱対策に係る取組を進めるに当たっては、正しい知識に基づき、また、直ちに実施すべきものと中長期的な検討を要するもの、全部門共通のものと各部門特有のものなどを整理して計画的に行うことが必要である。そこで、推進体制においては、現場の実態を的確に把握した上で、医師等の専門家の意見を参考にしながら、実効的な取組を検討するとともに、取り組むべき事項を整理し、体系的かつ計画的に取組を推進すること。

取組の推進状況については、部門間で情報共有を図り、他部門で得られた知見も参考にしながら取組の改善を図ることに配慮すること。

3 具体的に推進すべき事項

(1) 職員に対する教養及び啓発

これまでに発生した熱中症に係る事例の中には、職員間で熱中症に関する知識が不足していたり、職場内における熱中症に対する認識が希薄であったりしたことが原因と思料されるものがある。

熱中症が命に関わるものであることに留意し、全職員が熱中症に関する正確な知識を得るための教養を徹底するとともに、職場全体で熱中症のリス

クを低減させるために、熱中症予防の重要性を啓発すること。その際、熱中症に関する基礎知識（熱中症の症状、熱中症の予防方法、熱中症が疑われる際の措置等）について、視覚に訴える動画や講義、教養資料等を活用するなどして、各職員に広く浸透する教養に配慮すること。

また、幹部職員や現場責任者となり得る職員等に対しては、暑熱対策が業務管理の一環として当然に行われるべきものであることを自覚させ、暑熱対策に必要な具体的事項（(2)参照）について教養を徹底すること。

(2) 業務管理の徹底

ア 熱中症の絶無を期するための対策

(ア) 職員の健康管理の徹底

熱中症の絶無を期するためには、個々の職員の健康状態に応じて必要な予防策を講じることが必要である。例えば、前夜に飲酒した場合は、自覚症状なく脱水状態になっていることがあるほか、基礎疾患がある職員、服薬中の職員等については、熱中症のリスクが高いことが知られている。

暑熱環境下での勤務が見込まれる職員に対し、平素から健康診断結果に基づく措置及び必要な指導を行うとともに、勤務開始前には職員の脱水の有無、体調不良の有無等を確認すること。また、熱中症を発症するリスクが高い健康状態と認められる職員には、活動場所や時間帯に配慮するなど、必要な措置を講ずること。

(イ) 熱中症の予兆の把握（義務）

熱中症による死亡災害の約7割は屋外作業により生じており、気候変動の影響により更なる増加が懸念されるところである。他方、初期段階でその症状に気付いた上、適切な処置を講ずることができれば、重症化リスクを最小限にとどめることができる。

各所属では、熱中症を生ずるおそれのある作業に従事する場合において、熱中症の自覚症状がある職員や熱中症のおそれがある職員を見つけた職員がその旨を報告するための体制（以下「報告体制」という。）の整備、例えば、現場責任者による巡視の実施や単独で行う特定作業について、暑熱環境下ではバディ制を採用するなど、熱中症の症状がある職員を積極的に把握するように努めるとともに、報告体制については所属職員に漏れなく周知すること。また、暑熱環境下にある同一の作業場において、ボランティアなど職員以外の熱中症を生ずるおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずること。

なお、作業の強度や装備資機材等の着装・携行状況によっては、熱

中症を生ずるおそれのある作業に該当しない場合であっても、熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を行うこと。

(ウ) 適切な応急措置につなげるための手順の作成及び周知（義務）

(イ)で熱中症の症状がある職員等を把握した場合に各職員において迅速かつ的確な判断が可能となるよう別添のフロー図1を参考例として身体の冷却や水分摂取といった応急措置の要領を整理した上で、職員への教養を徹底すること。また、併せて、熱中症の症状がある職員等を把握した場合における所属ごとの緊急連絡網及び救急隊の要請に至らない場合における搬送先医療機関の連絡先や所在地等のリストを別添のフロー図2を参考例として作成するとともに、職員への周知を徹底すること。

(エ) イベント等を主催する場合における熱中症対策（義務）

部内外から人を集めて開催する採用等の各種イベント等に際しては、職員又は職員以外の者が熱中症を生ずるおそれのある作業に従事する可能性を視野に、警察が主催する場合には、当該イベント等の事務を担当する所属において、上記(イ)及び(ウ)に示す措置を確実に講じること。また、関係機関等の主催するイベント等に職員が出席する場合には、当該イベント等への出席に関して連絡調整を行う所属において、関係機関等と上記(イ)及び(ウ)に示す措置が確実に講じられるように連携すること。

(オ) 暑熱順化の推進

熱中症の発生リスクを抑えるためには、暑熱順化（熱に徐々に身体を慣らし、高温多湿環境下の業務に適応することをいう。以下同じ。）が有用である。

梅雨から夏季にかけての時期に暑熱順化推奨期間を設けるなどして、暑熱環境下における勤務が見込まれる職員に対し、暑熱順化の実施を推進すること。

イ 暑さが厳しい環境において業務能率を向上させるための対策

(ア) 熱中症発生リスクの把握とそれを踏まえた業務管理

日々の熱中症発生リスクに応じた有効な業務管理の在り方を、以下の(イ)から(オ)を参考にしながら各部門ごとに整理しておくこと。

その上で、各所属において、環境省が提供する「熱中症予防情報サイト」及び熱中症指数計を活用し、WBGTや熱中症警戒アラートの発令状況など日々の熱中症発生リスクを把握し、それに応じた業務の付与や業務内容の変更等を実施すること。

(イ) 避暑（身体冷却）時間及び場所の確保

高温多湿環境下において、長時間にわたる街頭活動、実況見分や鑑識活動といった捜査活動、日陰のない場所で警戒警備を継続したことなどにより熱中症を発症した事案が報告されている。

暑熱環境下で業務に従事させる際は、必要な避暑（身体冷却）時間及び場所を確保することに留意すること。これを確実にを行うため、例えば、職員が熱中症を生ずるおそれがある作業に従事する場合には、必要な交代要員を確保して現場派遣したり、作業を一時中断して避暑（身体冷却）時間を設けたりするとともに、作業に従事する場所の近辺に適当な避暑（身体冷却）場所等が見当たらないときには、避暑（身体冷却）が可能な車両を派遣したり、日よけのための器材を設置するなどの方策を検討すること。特に、熱中症を生ずるおそれがある作業を伴うイベント等を主催する場合には、職員又は職員以外の者の避暑（身体冷却）時間及び場所を確実に確保すること。また、関係機関等の主催するイベント等に職員が出席する場合においても、避暑（身体冷却）時間及び場所を確保できるように関係機関等と調整すること。

(ウ) 活動時間帯の見直し

暑さが厳しい日中時間帯ではなく、早朝、夕方、夜間等のより涼しい時間帯に活動することとしても業務上支障がない場合には、活動する時間帯の見直しを検討すること。

(エ) 活動内容の見直し

熱中症発生リスクが高い日時においては、業務上支障がない場合には、例えば、そのリスクに応じた訓練時間や訓練装備品の着装基準の見直しを行ったり、二輪ではなく四輪による交通取締りに変更したりするなど、活動内容の見直しを検討すること。

(オ) 水分補給等の徹底

自覚症状なく脱水症状が進行し、警察職員が熱中症を発症する事案が報告されている。

自覚症状の有無にかかわらず、勤務前後及び勤務中の定期的な水分補給及び塩分摂取を行わせること。また、幹部職員は勤務時間中の熱中症発生リスクに応じ、朝礼時の指示のほか、無線機やPⅢの一斉指令機能、庁内放送等勤務実態に応じた適切な手段により定期的に水分補給等を指示するなどして、水分補給等のタイミングの意識付けを図ることに配慮すること。

(3) 暑熱対策に資する資機材の活用並びに被服及び装備品の運用面の改善

ア 暑熱対策に資する資機材の活用

長時間の街頭活動によりこまめな水分補給ができずに熱中症になった事案や高温多湿環境下で街頭活動を継続したことにより熱中症になった事案が報告されており、暑熱対策に資する資機材（ドリンクホルダー、各種冷却グッズ等）の活用を推奨し、熱中症発生リスクの軽減を図っている。こうした取組は、職員自身が熱中症予防のための水分補給や身体冷却の重要性を認識し、活用することで効果を発揮するものであることから、各所属においては、職員に対して熱中症予防に資する教養と併せて、暑熱対策に資する資機材の積極的活用を呼びかけること。

イ 被服及び装備品の運用面の改善

服装については、熱を吸収し、又は保熱しやすいものは避け、透湿性及び通気性の良いものとするのが望ましいとされている。また、被服及び装備品については、軽量化を含めた改良要望が多く寄せられているため、被服及び装備品の仕様の変更等については、現場の声を把握し、職員のニーズに応じた見直しを行うとともに、必要に応じてPTで検討を行うこと。

4 その他

勤務中の避暑（身体冷却）や水分補給については、住民から職務怠慢であると誤解されることをおそれ、必要な避暑（身体冷却）や水分補給がちゅうちょされているといった声がある。

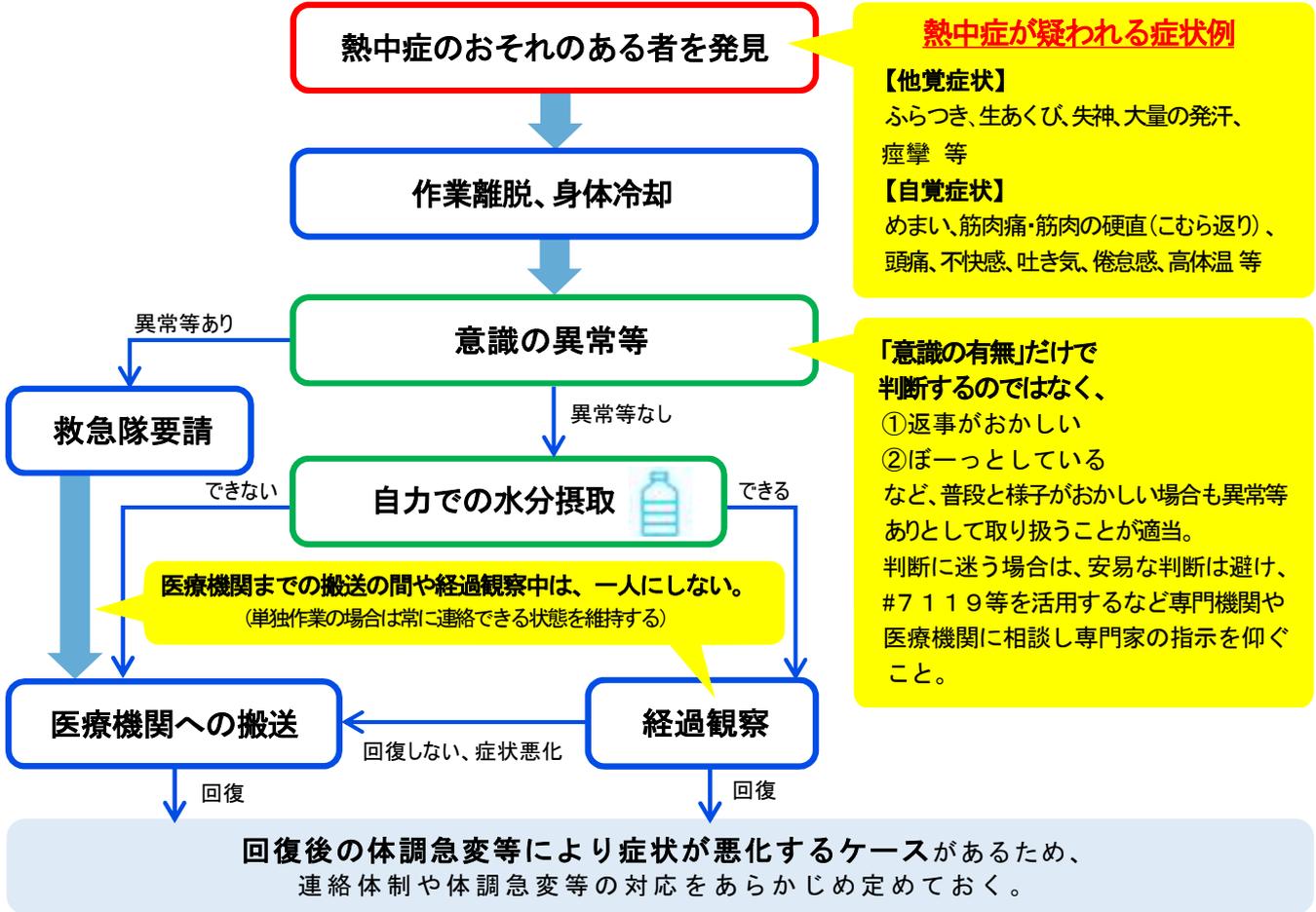
よって、各所属においては、制服警察官の勤務中の避暑（身体冷却）時間の確保や水分補給、飲料水の購入を含め、警察活動における暑熱対策の推進について、住民の理解を得るための広報等についても引き続き行うこと。

本件担当：警務課企画係

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

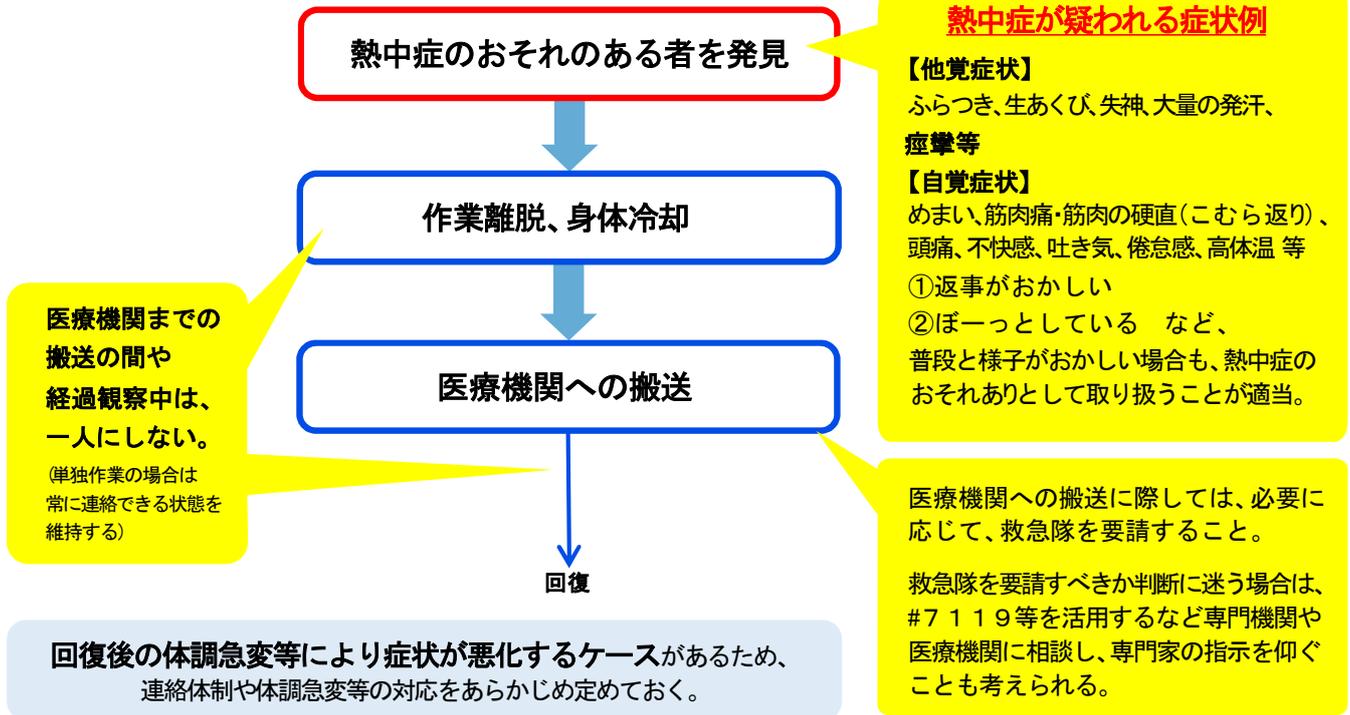
【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変等の対応をあらかじめ定めておく。

連絡網作成の一例

熱中症のおそれのある職員を発見した場合の連絡体制

必要な 掲示項目	暑熱環境下での業務に従事中の職員
	〇〇現場臨場中：責任者〇〇（連絡先）、〇〇（連絡先）、〇〇（連絡先） 〇〇現場臨場中：〇〇（連絡先）

【掲示例】

暑熱環境下での業務に従事中の職員

場所: 青森市(浜田) 用務: 交通事故捜査

責任者: 〇〇 〇〇 〇〇

〇〇 〇〇 〇〇

〇〇 〇〇(090-XXXX-XXXX)

【掲示例詳細】

場所：車両の鍵の保管場所（ホワイトボード）
方法：「従事場所」「用務内容」「従事職員（連絡先）」をマグネットで表示

責任者: 〇〇 〇〇 〇〇

◆◆◆◆

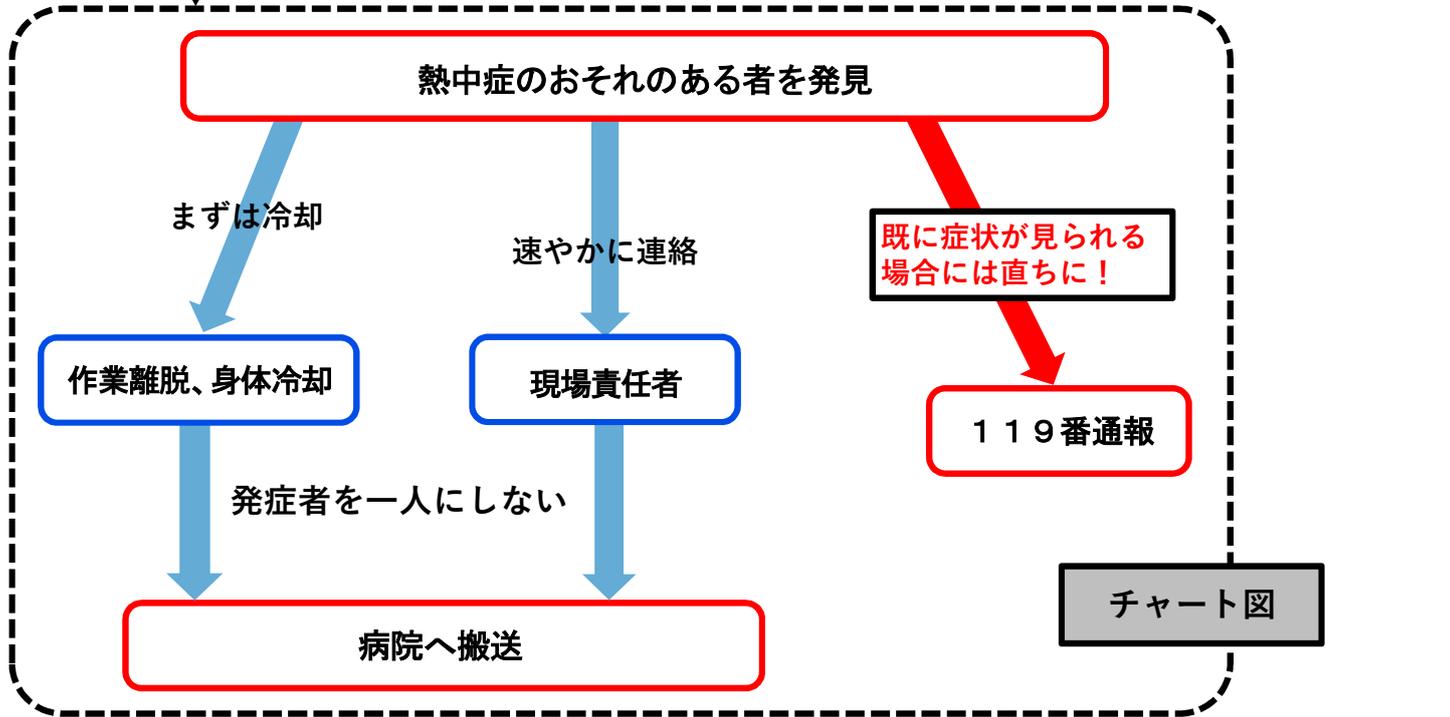
〇〇 〇〇(090-XXXX-XXXX)

※ 連絡手段が無線や公用携帯電話の場合は連絡先の表示は不要

● 同じ場所に『チャート図』『病院リスト』を掲示することで所属職員への周知を図る

管内エリアごとの病院（熱中症対応可）		
▲▲▲病院	017-***-****	青森市■■■■■■■■■■-■■

病院リスト



※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

